



理科の授業で①

今夜、有名な科学者の発明の苦労を描いたドキュメンタリー映画がテレビ放映されます。理科の題材にも関連するので、できればその番組を見ておくよう、子どもたちに話しました。

あの映画はビデオにも
なってるよね。
ぼく、見たことあるよ。



先生がビデオに録画して、
明日の授業でみんなで
一緒に見ればいいのに…。



教師のための解説

映画やドラマも著作物ですので、原則として作者に無断でコピー（録画）することはできません。家庭内で個人的に楽しむためであれば、無断でコピーしてもよいのですが、授業で子どもたちに見せると、個人的に楽しむ範囲をこえることになります。

授業の過程で使用することを目的とする場合には、担任教師がコピーをすることも無断でできます。ただし、その教師が行う授業に必要な範囲に限られるため、いつでも誰でも利用できるように校内ライブラリー化することや自習時間に鑑賞させることを目的として番組全編を録画することなどは、通常認められません。

ビデオ化され、市販されている作品などを複製することについては、授業のためであっても、権利者の利益を害するとされる可能性もあります。

無断でコピーができる場合でも、必要と認められる範囲に限られること、また、担任する教師の授業の過程での使用に限られ反復継続的に使用できないことなどを考慮すると、教育上好ましい作品であって市販のビデオがあるならば、それを購入して授業に使用することがよいでしょう。

映画やドラマの製作には多くの人が関わっていることや、ビデオ、放送など様々な方法で自分たちの手元に届く仕組みについて考えてみてください。

明日の授業は、録画してみんなで見るのもいいけれど、テレビで見た人が見られなかった人にわかりやすく説明したり、見た人同士で感動したシーンの感想を話し合ったりするので、楽しみにしていてね。

